

## 第1節 策定の趣旨

## 県の循環器病対策の方向性を示す計画

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」といいます。）は、我が国の主要な死亡原因です。令和3（2021）年の人口動態統計では、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因となっており、年間31万人以上の国民が亡くなっています。

また、令和元（2019）年の国民生活基礎調査によると、介護が必要となった主な原因に占める割合は、脳血管疾患が16.1%、心疾患が4.5%であり、両者を合わせると20.6%と最多となっているほか、令和元（2019）年度版の国民医療費の概況によると、令和元（2019）年度の傷病分類別医科診療医療費31兆9,583億円のうち、循環器系の疾患が占める割合は6兆1,369億円（19.2%）で最も多くなっています。

このように、循環器病は国民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会全体に大きな影響を与える疾患です。

こうした現状から、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することで健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資することを目的として、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成30（2018）年12月に成立し、令和元（2019）年12月に施行されました。国は基本法に基づいて第1期循環器病対策推進基本計画を令和2年（2020）年10月に策定し、循環器病対策の基本的な方向性について明らかにしました。

このような国の動きを踏まえ、本県においても、基本法に基づき、県の循環器病対策の方向性を示し、循環器病に関わる生活習慣や健康状態の改善、医療提供体制の整備等を更に推進するため本計画を令和4（2022）年3月に策定しました。

令和5（2023）年3月には、国が循環器病対策推進基本計画を変更（第1期から第2期）したことから、本県においても検討の上、第1期の評価を踏まえ変更することとし、令和6（2024）年3月に第2期宮城県循環器病対策推進計画として策定しました。

循環器病には下記の疾患が含まれます

脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）

虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞等）、心不全、不整脈、弁膜症

大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤等）

末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性・脳血管疾患遺伝等



循環器病の社会全体へ影響のイメージ（国）

死因 第2位

医療費 第1位

要介護原因 第1位

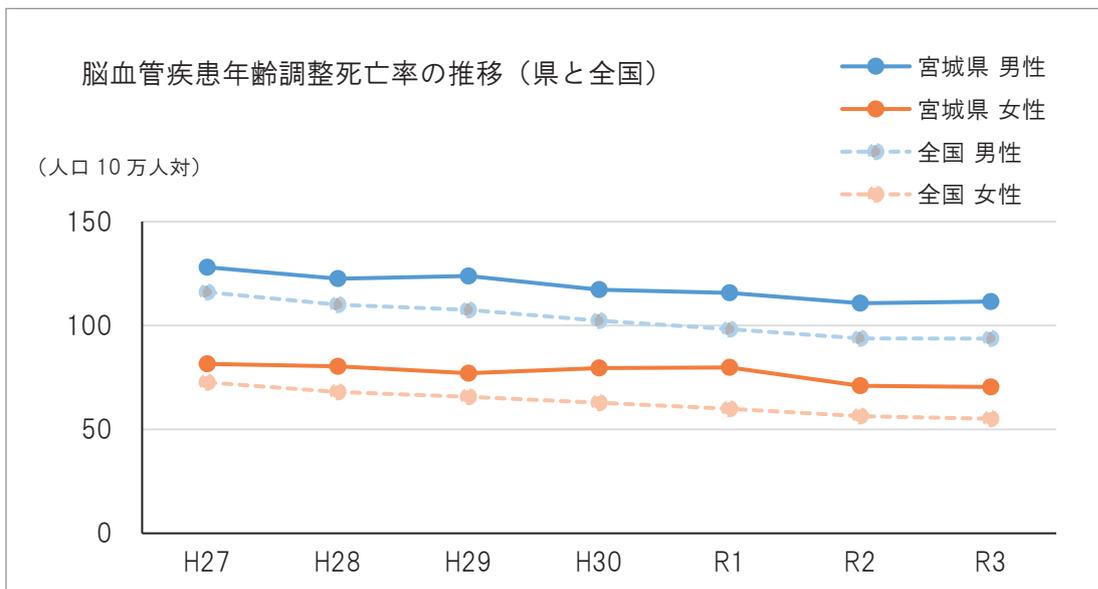
脳卒中、心臓病  
その他の循環器病

## 第1期計画の評価

第1期計画は、令和4（2022）年3月から令和6（2024）年3月までの2年間と短期間でしたが、令和5（2022）年時点で取得できるデータをもとに、宮城県循環器病対策推進計画策定懇話会において評価を行いました。

### ■ 第1期計画 最終評価

- ・ 脳血管疾患・心血管疾患ともに年齢調整死亡率は改善傾向にあるが、直近値（R3）では、心疾患の男性を除き、全国値を上回っていた。特に脳血管疾患は男女とも依然として全国値を上回っている状況が続いている。健康寿命については、現況値が更新されない（令和6年度の予定）ため評価ができなかった。
- ・ しかし、計画期間中はコロナ禍であったことと、初期値と現況値の期間が短く、一過性の変動の可能性がある。また、初期値からの更新のない指標もあるため、次期計画に評価を引き継ぐことが必要と考える。
- ・ 特に悪化している項目は、状況把握を行い、関連する取組を改善する必要があると考える。



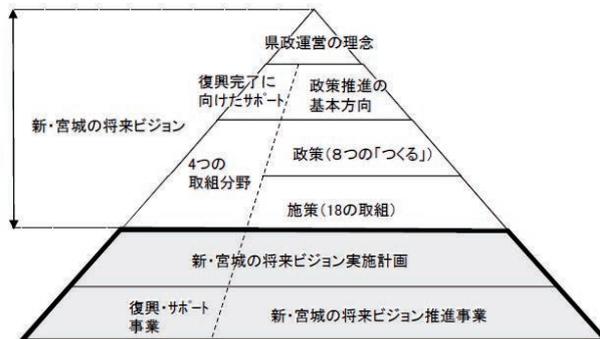
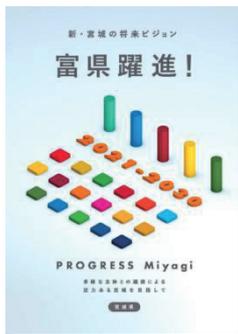
### ■ 第2期計画策定に向けての課題

- ・ 分野別及び中間アウトカムから、脳血管疾患・心血管疾患ともに、発症予防及び早期の医療機関への搬送（救護）に係る指標や施策についての検討を行い、強化・拡充等が必要である。
- ・ 指標等について、国の第2期の基本計画を踏まえ、見直しが必要である。

## 第2節 計画の位置付け

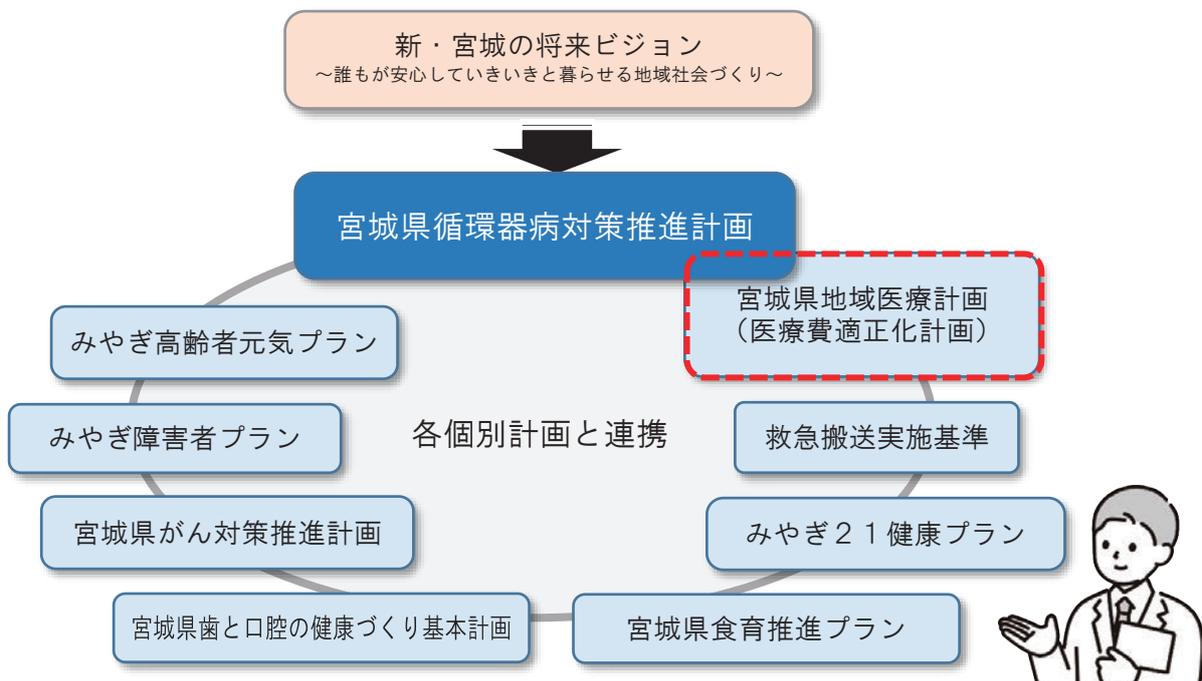
### 保健、医療又は福祉に関する他の計画と連携

本計画は、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の政策推進の基本方向「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」の実現を図るための個別計画に位置付けられます。



また、基本法第11条第1項の規定による都道府県計画に位置付けられるものであり、国の「循環器病対策推進基本計画」を基本とし、「宮城県地域医療計画（医療費適正化計画を含む）」「みやぎ21健康プラン」「宮城県がん対策推進計画」「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」「宮城県食育推進プラン」「みやぎ高齢者元気プラン」「みやぎ障害者プラン」「救急搬送実施基準」の関連計画等との整合を図っています。

特に、第8次宮城県地域医療計画（第5編第2章「第2節：脳卒中」と「第3節：心筋梗塞等の心血管疾患」）とは一体的に策定しており、具体的事項については、本計画に記載することとなっています。

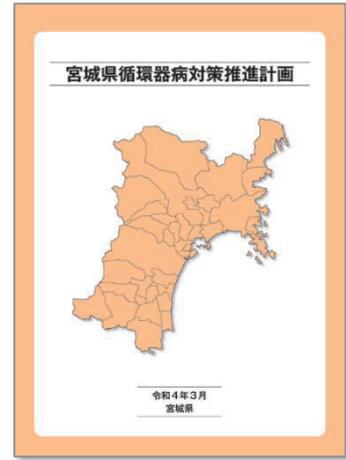


## 第3節 計画期間

### 計画期間は令和6年度から6年間

第1期の計画期間は「みやぎ21健康プラン」「宮城県地域医療計画」等の関連計画との調和を図るため、これらの現計画の終期及び次期計画の始期と一致させるため令和4（2022）年度から令和5（2023）年度までの2年間でした。

第2期計画は、国の基本計画を踏まえ、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。



第1期計画の冊子

関連する計画	～	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	～	R10	R11
循環器病対策推進基本計画（国）					第1期		第2期				
宮城県循環器病対策推進計画					第1期		第2期				
みやぎ21健康プラン	H25～	第2次					第3次 ～R17				
宮城県地域医療計画		第7次					第8次				
宮城県医療費適正化計画											
みやぎ高齢者元気プラン		第7期		第8期		第9期 ～R8					
宮城県がん対策推進計画		第3期					第4期				
みやぎ障害者プラン		第1期					第2期				
宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画		第2期					第3期				
宮城県食育推進プラン	H28～	第3期		第4期 ～R7							
（参考）救急搬送実施基準	H23～										

始期を一致



## 第4節 SDGsの達成に向けた取組

### 本計画は3・8・17のゴールと関連しています

平成 27（2015）年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、令和 12（2030）年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった 17 のゴール、169 のターゲット（ゴールごとの詳細な方向性）から構成される「世界共通の目標」です。

本計画では、上記 17 のゴールのうち、主に「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」が関連しており、これらの SDGs の達成に向けて、循環器病対策に関する各種事業の推進に取り組みます。



#### ◆ 「SDGs」を達成するための具体的施策

施策の体系	対象となるゴール
1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	3
2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	
① 健診の普及や取組の推進	3
② 救急搬送体制の整備	3
③ 医療提供体制の構築	3
④ リハビリテーション等の取組	3
⑤ 後遺症を有する者に対する支援	3
⑥ 循環器病の緩和ケア	3、17
⑦ 社会連携に基づく患者支援	3
⑧ 治療と仕事の両立支援・就労支援	3、17
⑨ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策	3、8
⑩ 患者等への適切な情報提供・相談支援	3
3 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備	3